

神宮外苑再開発に対する見解と私たちの提案

文・資料提供=若山 徹 (新建築家技術者集団東京支部)

1. 神宮外苑の大規模再開発

神宮外苑再開発(以下外苑再開発)は、都市計画公園区域内で自然的環境を守るべき風致地区において再開発等促進区を適用するという前代未聞の規制緩和である。再開発の見直しを求める署名は19万人、神宮球場の存続は3.7万人、秩父宮ラグビー場の継承は1.8万人が応じ、今なお広がっている。継続審議を求める専門家有志の署名は、400人を超える建築・造園・都市計画等の専門家及び300人の市民に達している。また、外苑再開発の見直しを求める超党派の国会議員連盟も発足し、周辺小学校保護者は事業者者に説明会の開催を求めている。これらの署名について、一部マスコミは反対署名として記事にしているが、決して反対しているのではなく、再開発の見直しを求めている。外苑再開発は事業者の利益を優先し環境への負荷を増大する大規模都市改造か、外苑の歴史や文化を継承する都市再生かが、問われている。私たちは地域の歴史や文化を大切に、住民が主体となったまちづくりの経験を積んでいる。その立場から大規模再開発に対する私たちの提案を紹介し、市民、専門家とともに、これからの都市のあり方を考えていきたい。

2. 外苑再開発に対する私たちの取組

新建築家技術者集団東京支部(以下新建)は住む人、使う人の立場に立ち、住まい・まちづくりを進める専門家集団として1970年に設立、以来東京問題研究会を設置し、東京の都市問題に取り組んできた。神宮外苑については、2013、16年に新国立競技場建替に対して既存施設の有効活用を提言した。外苑再開発に対しては、2022年3月に見直しを求める声明を出し、現地調査や研究会を重ね、同年7月に「神宮外苑再開発に対する見解と、神宮の杜の歴史と文化を継承する再生整備の提案(以下見解と提案)」を公表した。

3. 事業者再開発案と新建の提案

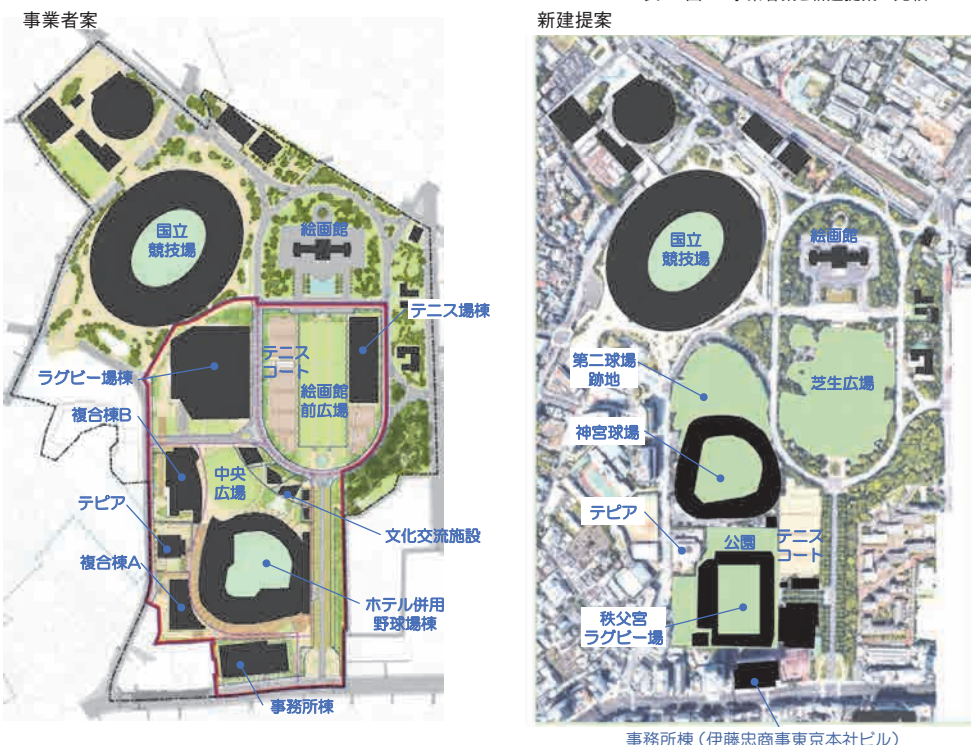
事業者再開発案(以下事業者案)と新建提案を対比し外苑再開発の問題点を検討する(表1・図1)。

(1) 基本的な考え方

事業者案：神宮球場、秩父宮ラグビー場の位置を変更して建て替え、事務所・商業用途が複合した超高層ビル(高さ200m弱2棟、80m1棟)を新設する建て詰まった計画であ

項目	事業者案	新建提案
基本的な考え方	容積移転等の規制緩和により、スポーツ施設を上回る商業業務大規模再開発を導入、用途地域は商業地域、風致地区区分はS地域とする	創建時の設計思想を受け継ぎ、都民が健康づくりやスポーツに利用できる再生整備、地区計画導入以前の用途地域、風致地区とする
既存樹木の保存・保全	施設建設のために1000本近い既存樹木を伐採・移植。いちよう並木、建国記念文庫の森等、代表的な緑の存続が危機	100年育ててきた樹木を保存、保全し、緑の景観を受け継ぐ
都市景観	国立競技場の高さ50m以上の200m近い超高層ビル2棟、80mの1棟により周辺市街地から突出し、緑と青空の景観をこわす	既存施設の現在地での再生整備により、周辺市街地と調和し、緑と青空の景観を維持
神宮球場	現在の秩父宮ラグビー場の位置に新設、ホテル併設野球場は、いちよう並木への影響、出入り導線の狭さが問題。超高層ビルに囲まれグラウンドへの風の影響が検証されていない	耐震補強や施設整備は完了しており、学生野球の聖地であり、100年の歴史ある建物として継続活用。
ラグビー場及びJSC所有地	第二球場跡地に国立競技場同様の高さの建物が隣接し圧迫感を増し、ラグビー専用施設ではなくラグビー観客数は2.5万人から1.5万人に減少	秩父宮ラグビー場は現在地で施設の耐震補強・改修やリニューアルを行い、JSC敷地は公園として整備
明治神宮第二球場	廃止しラグビー場に建替	廃止し跡地利用は所有者、利用者で協議
青山通り沿道事務所棟	190mの超高層ビルに建て替え、沿道高さ制限の3倍、既存建物2倍を超える	既存建物を改修し有効利用
複合棟A・B、文化交流施設	複合棟は商業業務超高層ビルを新設(高さ185・80m)、文化交流施設は低層の事務所・店舗	いずれの施設も不要
絵画館前広場	有料のテニス施設が2/3を占め、都民が自由に利用できる範囲は狭まり、施設建設により絵画館の眺望景観をこわす	創建当時の芝生広場に再生、日常的に自由に使用できる都民の憩いの場とし、災害時の避難場所等に活用

表1・図1 事業者案と新建提案の比較



る。再開発等促進区と公園まちづくり制度を活用し、都市計画公園区域を除外し、容積移転による超高層ビルを建設するためスポーツ施設の床面積は30%に過ぎず、事務所・商業床面積が70%近くを占める(表2)。

地区	棟	延べ床面積:m ²	構成比
A-7	ラグビー場棟①	76,700	13.6%
A-8-a	複合棟B	29,100	5.2%
	複合棟C	1,200	0.2%
A-8-c	複合棟A	127,300	22.5%
A-9	事務所棟	213,000	37.7%
A-8c, A-10, B-2	野球場棟②	99,837	17.7%
	併設ホテル棟	15,863	2.8%
A-10	文化交流施設	2,000	0.4%
	計	565,000	100.0%

表2 施設の延べ床面積(①、②がスポーツ施設)

用途地域は商業地域に変更するが、地区計画には商業地域の名目はなく(建築不可用途のみ記載)、用途地域の見直しも行わないため、17haにも及ぶ商業地域が一見ではわからない(図2)。風致地区は地域区分S地域とし再開発等促進区の緩和を適用する。S

地域は「公共的な街づくりの適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与えられるべき地域」だが、住宅地の地区計画による保全を図るもので、指定地域7地域のうち5地域は戸建て住宅地である。17haにも及ぶ大規模地域指定は制度の悪用である(図3)。

新建提案：既存スポーツ施設の現在地での再生整備。再開発等促進区による地区計画変更以前の地域地区、風致地区指定とし、現在地での再生整備のため周辺市街地への影響は極めて少ない。

(2) 既存樹木の保存、保全

事業者案：施設整備を優先するため、支障木として1000本に近い樹木を伐採、移植する。東京都の代表的な景観であるいちょう並木、建国記念文庫の森の残された保全エリアもスポーツ施設新設で多大な影響があるが、保全策が示されていない(写真1)。移植樹木も具体的な保全策が示されていない。

新建提案：既存樹木は現在地で保存、保全



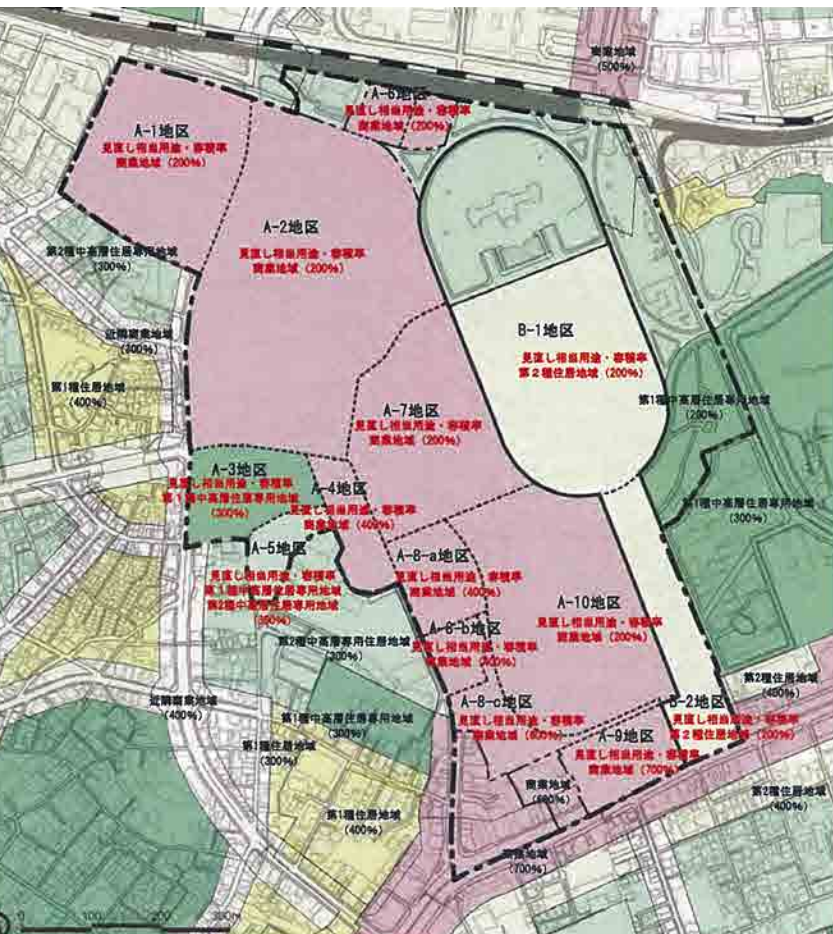
写真1 建国記念文庫の森(ラグビー場新設により樹木の大半が伐採・移植され、残された樹木もラグビー場が近接し日陰になる)

する。神宮第二球場は廃止し、神宮球場及び秩父宮ラグビー場は現在地での再生整備を行なうため、既存樹木を支障木として損なうことはない。

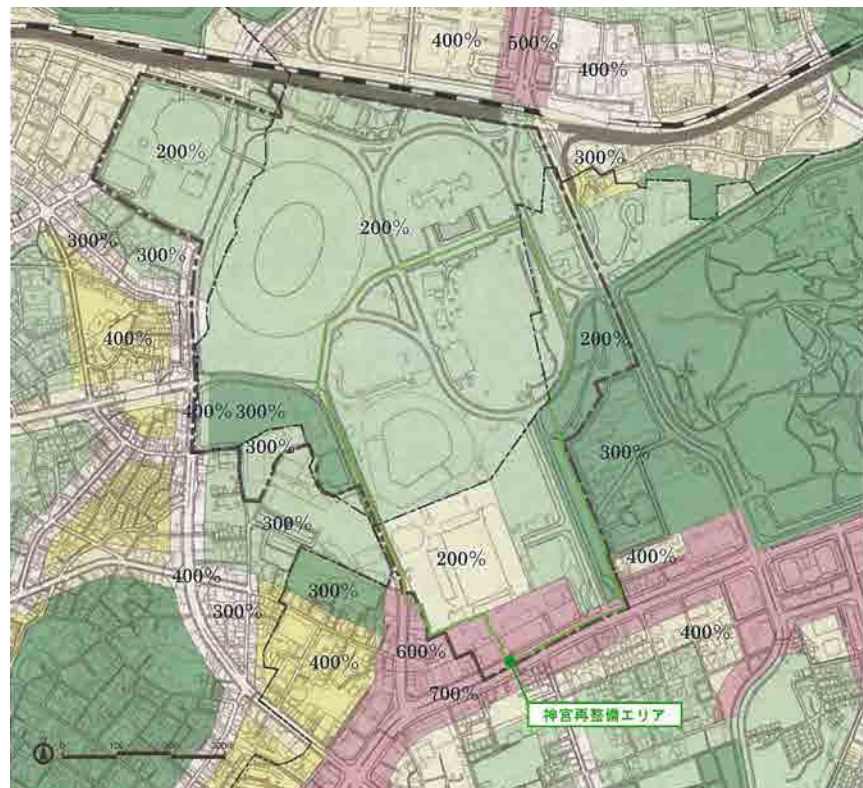
(3) 都市景観

事業者案：再開発事業区域のみのスカイラインの考え方であり、南北方向は国立競技場の高さ50mを基準にそれを上回る高さとしている(図4)。そのため、周辺地域とはそぐわない景観となる(図5,6)。聖徳記念絵画館(以下絵画館)は東京都及び新宿区景観計画で眺望を保全する建築物の位置付けだが、絵画館の背後に緑の高さを超え、絵画

事業者案 従後の見直し相当用途地域



現行用途地域



- 凡例
- 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 第一種中層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種中層住居専用地域
 - 第二種住居地域

図2 用途地域容積率等の指定

事業者案

平成25年6月指定

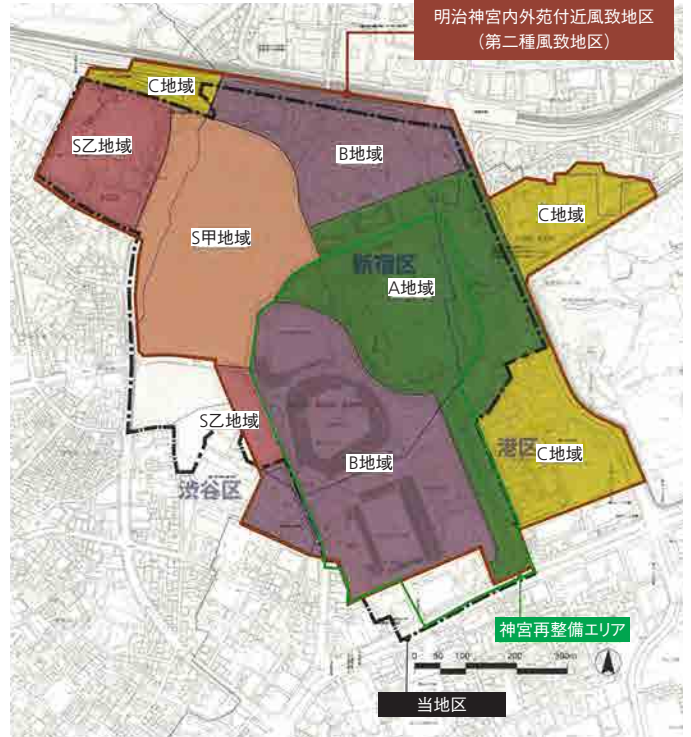
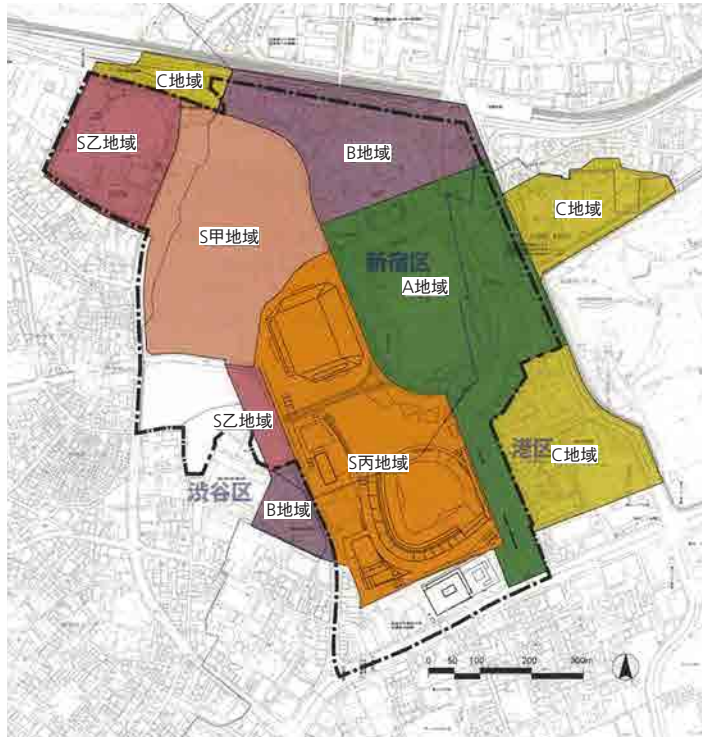


図3 風致地区地域区分

i) 南北方向の考え方

青山通りのポテンシャルの活用、聖徳記念絵画館の保全すべき景観・環境への配慮、新国立競技場等との調和ある景観形成等の観点から、南側から北側にかけて、なだらかに広がるスカイラインの形成を基本とする

日本青年館・日本スポーツ振興センタービル (A-4地区) (高さ約70m)

南北方向のスカイライン

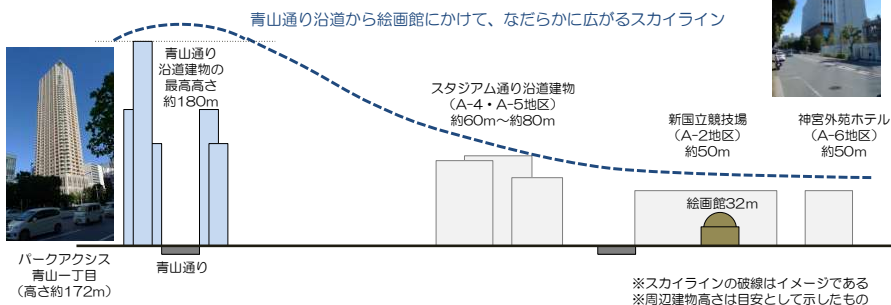


図4 事業者のスカイラインの考え方

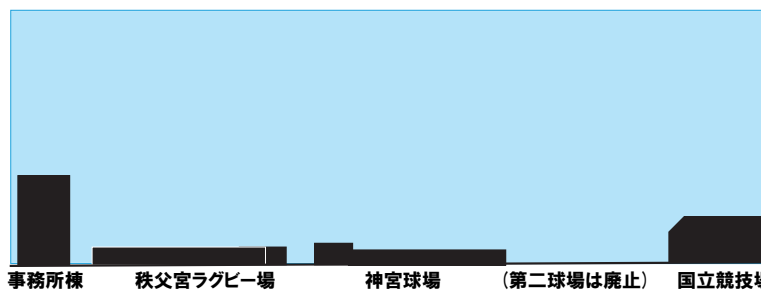
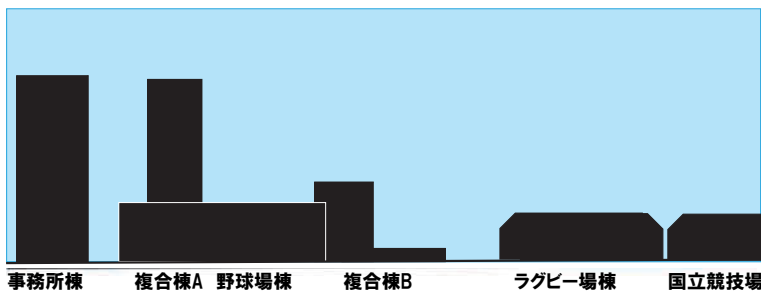


図5 南北方向：事業者案(上)、新建提案(下)

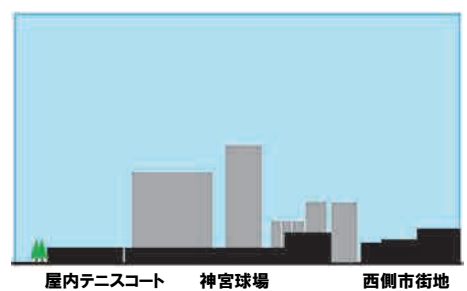
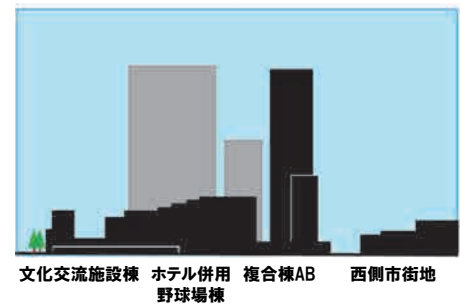


図6 東西方向：事業者案(上)、新建提案(下)



写真2 絵画館の背後に高さ50mのホテルを建設



図7 絵画館を中心とした広大な眺め

館の眺望をこわすホテルが建設された(写真2)。これは緑を基準としたスカイラインより、ホテルの利益のため国立競技場の高さを基準としたことによる。

新建提案: 地区計画変更以前の用途地域、高さ制限、風致地区の基準及び各区の景観計画にもとづく基準を遵守した景観を形成する。

(4) 神宮球場

事業者案: 現在の秩父宮ラグビー場の位置に、高さ60mのホテル併用野球場棟を建設する。狭い敷地にホテル棟を併設するため、近接するいちょう並木への影響が問われている。事業者の環境影響評価書ではいちょう並木の保全策が明らかにされず、事後調査報告書で検証するとしている。いちょう並木が枯損してからでは遅い。野球場グラウンドの超高層ビルによる風の影響も明らかにされていない。

新建提案: 神宮球場はすでに耐震改修を完了し、必要な整備を進めており、学生野球の聖地として現在地で保全する。整備が必要な場合は所有者、利用者等の協議により現在地で改修を行う。

(5) 秩父宮ラグビー場

事業者案: 神宮第二球場を廃止し、建国記念文庫の森の一部を保全エリアとして残し、50m弱の高さで新設。保全エリアの樹木は、高さ50mのラグビー場北側に近接するが、樹木への影響及び保全策は示されていない。ラグビー観客数も2.5万人から2/3の1.5万人に減少し国際大会開催試合カテゴリーの基準も1ランク下がり最低となる。



写真3 JSCテニスコートを公園にして神宮球場と秩父宮ラグビー場を一体の空間に

新建提案: 現在地で早急に耐震補強・改修を行い、選手、利用者の安全を確保する。観客数は現状の2.5万人を維持し、施設の改善が必要な場合は所有者、利用者の協議により改修する。敷地は、JSCの建物及びテニスコートを廃止し、神宮球場と秩父宮ラグビー場を結ぶ公園として整備する(写真3)。

(6) 明治神宮第二球場

事業者案: 廃止しラグビー場を新設する。

新建提案: 廃止し跡地の利用は、所有者、利用者の協議により検討する。

(7) 青山通り沿道の事務所棟

事業者案: 容積移転により高さ190m(現在の建物90mの2倍、高さ制限60mの3倍)の超高層ビルに建て替えるため、多大なCO₂を排出、青山通り沿道の街並み景観をこわす。港区景観形成特別地区であり地元協議会との協議に基づき、高さは60mに制限されているが、200m近い超高層ビルが乱立する。

新建提案: BSC賞*1を受賞した既存の事務所棟は築40年しか経過しておらず、必要な改修を行い有効利用する。港区の高さの制限(60m)と緩和の特例(地域貢献)を遵守し、統一したスカイラインを形成する(図8)。

(8) 複合棟A・B及び文化交流施設

事業者案: 公園まちづくり制度により都市計画公園区域を廃止、商業業務超高層ビル

を建設、複合棟Bは高さ80m、複合棟Aは容積移転により185mにも及ぶ超高層ビルになる。スタジアム通り沿道で突出した高さで西側隣接市街地の景観、環境に多大な影響を及ぼす。文化交流施設は低層だが中央広場の空間を狭め商業業務施設となる可能性がある。

新建提案: いずれも神宮外苑にそぐわない建物であり不要。

(9) 絵画館前広場

事業者案: 区域面積の2/3を現在の会員制テニスコートが占め、公共空間である広場は

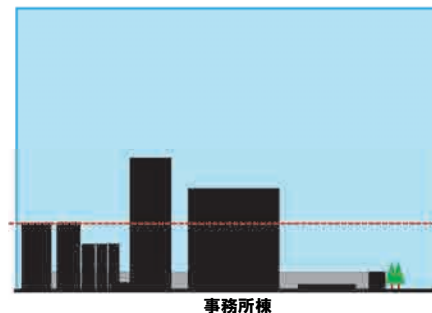
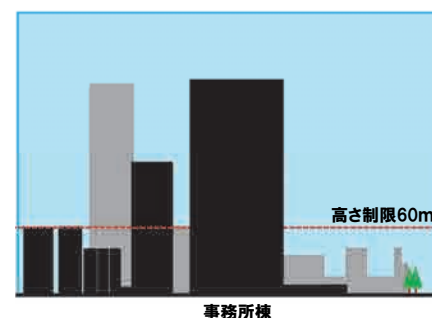


図8 青山通り沿道景観: 事業者案(上)、新建提案(下)

1/3になる。いちょう並木から絵画館の景観も狭められる。

新建提案：創建当時の芝生広場に再生し、誰でも自由に利用できる空間とする(写真4)。

4. 再開発の疑義、東京都・事業者の責任と課題

本年2月に外苑周辺地区住民を中心に200人を超える人々が、外苑再開発の施行認可の取り消しを求める裁判を起こした。これは再開発見直しや説明会を求める都民や専門家の声に応えることなく、遮二無二に事業を進める東京都と事業者の態度に起因するといえる。このような状況と外苑再開発への取組を通して、明らかになった疑義や東京都及び事業者が負うべき責任と求められる課題を列挙する。

(1) 東京都主導で始まった神宮外苑再開発

東京都ホームページ「岸記念体育会館の移転等に関する主な経緯」から、外苑再開発の経緯をみる。2012(H24).2.28自民党萩生田氏と打合せ、都担当者は国立競技場の建替に関し東京都が素案を作成し、現JSCに企画提案書を提出させるとし、2012(H24).12に現JSCが提出した企画提案書どおりに2013(H25).6.17に地区計画決定している。

また、2012(H25).5.15には、森衆議院議員に対し副知事は、外苑再開発についてオリンピックの有無にかかわらず進めることを明言している。さらに、2014(H26).7.10の都市整備局の副知事説明では、森氏に説明した時点であった恒久的サブトラック設置は困難な理由として、スポーツ関連施設とスポーツには関係のない事務所ビル等の計画が浮上している(p92図5参照)。2012(H24).1には地権者(明治神宮、JSC、三井不動産、オラクル、伊藤忠商事、テピア)による再整備検討会が始まっており、これら地権者の関与は想像に難くない。以降、都と地権者は外苑再開発を進めるために2015(H27).4.1覚書、2016(H28).7.22合意書を交わしている。これらの経過を見ても、東京都は許認可のみならず、事業者提案を待つまでもなく、再開発を主導的に進めてきた。

私たちの情報開示請求では、2021(R3)に事業者提出の企画提案書作成にかかる公文書は作成、取得しておらず存在しないと回



写真4 広々と自由に憩える芝生広場の例(神宮内苑)

答、公園まちづくり計画作成にかかる資料は、提案書の提出をもってすべて破棄、という回答であった。前者は、都市計画手続きに入る前段の再開発等促進区にかかる住民、地権者、区との詳細な対応フローを提示しながら、何の資料も存在しないということは、自ら決めた手続きを行うことなく事業者の企画提案書を受領し、都市計画変更を行ったことになる。また、当初の都市計画決定の経緯をみれば、東京都が素案を作成し何の協議もなしに事業者に提案させたことも考えられる。公園まちづくり計画における公文書の破棄は、東京都公文書の管理に関する条例違反も疑われる。東京都は事業

者に対する要請を行うだけでなく、外苑再開発について自ら情報公開、都民参加を実施する責任がある。

(2) 2022(R4).3.10地区計画変更決定にかける疑義

表記の地区計画変更は、2021(R3).7.14提出の企画提案書をもとに行われている。いちょう並木にかかる部分の地区計画は、企画提案書では、いちょう並木のあるB地区を西側A地区に拡大し、地区計画もこれに準じ、都市計画図書はいちょう並木西側を「主な公共施設境界」として図示し、明治神宮敷地と道路境界線は示していない(図9、写真5)。

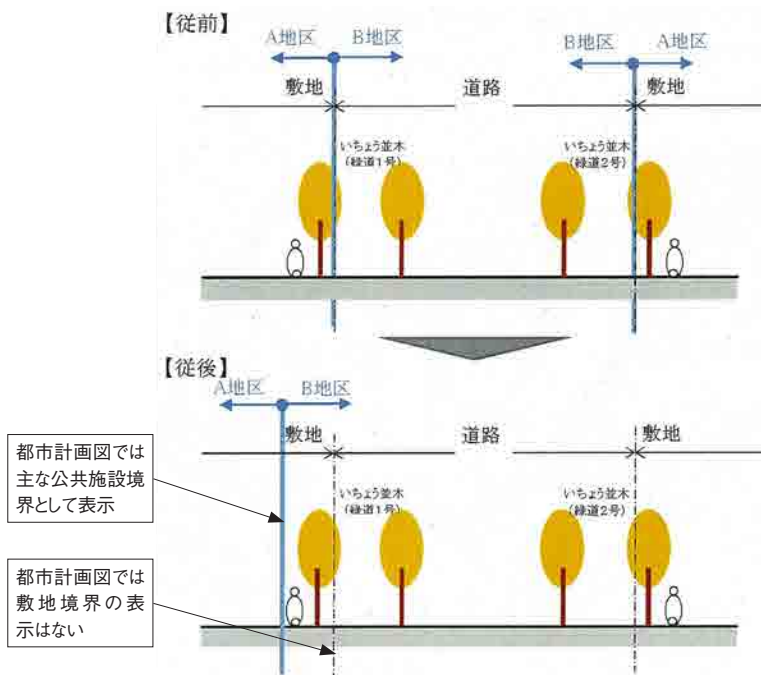


図9 地区計画の変更に係る境界線の位置

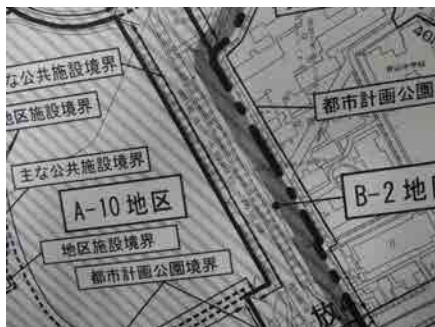


写真5 地区計画変更に係る都市計画図

そのため、建物の壁面の位置は、図に示されていない道路境界線ではなく、表記された「主な公共施設境界」から8m、道路境界線からは緑道幅員約4mを加えた12mとも考えられる。

このような疑義に対して、東京都は明確に答える責任がある。

(3) 環境影響評価審議会

私たちは、「都民の声を聴く会」で公述し、審議会の傍聴してきた。審議会は、2022(R4).8.18審議会で評価書答申以降も評価書に審査に継続してかわるといふ、画期的な対応を行った。しかし、その後イコモス^{#2}が事業者の評価書に対し虚偽を指摘したが、双方の意見を聴く場を設けるといふ民主主義の基本を無視し、事業者の説明のみを聴き、いちよう並木や建国記念文庫の森保全エリアの具体的保全策が不明なまま評価書を認め、今後は事後調査報告書で対応することとした。そのため、いちよう並木や保全エリアの樹木の枯損が広がるのが危惧され、事前に対処すべき保全策を先送りした審議会の責任は重い。同時に事務局である東京都が事業推進に固執したことも、今後の審議会のあり方を問う課題である。

(4) 三井不動産・日建設計

トップダウンの規制緩和型計画に終始し、住民参加の発想も手段もないと判断せざるを得ない。三井不動産は、イコモスから虚偽の指摘を受けた環境影響評価書に固執し、イコモスとの協議の機会を無断でキャンセルするという企業コンプライアンス以前の社会的常識にも欠ける対応を行っている。周辺住民が求める説明会も、環境影響評価審議会委員の指摘により初めて検討すると答えており、自ら積極的に住民に説明、協議する姿勢はない。日建設計は、

中野サンプラザ、現在の伊藤忠商事東京本社ビルの設計に関わっており、当時賛否両論があるものの法規制の枠内でいかに優れた建築を生み出すか努力してきたが、現在はその片鱗もみられない。外苑の狭い敷地に、いちよう並木の存続を危うくする計画を立案し、絵画館の背後には緑のスカイラインを超えるホテルを建てる姿勢は、いずれも日本を代表するディベロッパー、設計事務所とはいいがたい。まず、外苑の歴史や文化の継承を願う住民や都民の声を真摯に受け止め、改めて住民参加型のまちづくりを学ぶ姿勢が求められる。

(5) 明治神宮

明治神宮奉賛会は、外苑竣工時に明治神宮に対して、明治神宮に関係ない建物の造営は遠慮し、広場を博覧会場等一時的に使用することがないように申し入れている。明治神宮は、戦後1952(S27).5月に時価の半額で払い下げを受けている。これらの経緯をみれば、絵画館前広場は芝生広場として再生し、明治神宮の私的利益に供するテニスコート及びテニス棟などに利用すべきでない。4列のいちよう並木の西側1列は明治神宮の敷地にあり、その存続を危うくする野球場の建設を事業者として自ら行うのであれば、野球場によるいちよう並木の枯損の責任は、明治神宮自身が負うことになる。事業者としてディベロッパーの計画に追随することなく、外苑の歴史と文化を踏まえた環境管理の姿勢が求められる。外苑の維持管理に財政的な問題があるとすれば、新建やイコモスの提言にあるように、財政状況を明らかにし、公的な支援や国民の支援を求めるべきであろう。

(6) 日本スポーツ振興センター (JSC)・

日本ラグビーフットボール協会 (JRFC)

JSC所有地は都市計画公園区域でありながら利用者を限定したテニスコートを整備し、駐車場と称して自ら門扉を設置し守衛までおいて都民の利用を妨げてきた。それを理由に未供用とすること自体都市計画公園の役割を阻害しており、都市計画公園として開放し、都民が利用できるようにすべきである。新たなラグビー場は北側保全エリアの樹木の保全策を明確にすべきである。また新たなラグビー場は、基本計画で

はラグビー観客数を2.5万人としていたが3か月後には1.5万人に減少しており、この経緯も明らかにすべきである。JRFCは、ラグビー専用施設という要望が認められなかったことや観客数の減少、また秩父宮ラグビー場の現在地での存続を求める2万人近い署名について、何も語らない。まずスポーツマンシップを標榜する組織として、自らの考えを表明すべきである。

(7) 伊藤忠商事

青山通りに面する伊藤忠本社ビルは、1980(S55)年に竣工し、当時の省エネ、CO₂排出削減の工夫を行い、BSC賞を受賞している。現在の本社ビル建替は外苑再開発の進捗によるとし、本社移転も未定である。本社ビルは建設後40年しか経過しておらず、必要な改修を行えば活用できる建物である。本社ビルの建設の経緯を踏まえれば、青山通り沿道の景観を破壊し、大量のCO₂を排出し、また企業利益優先とみられる超高層ビルへの建替より、現在の建物を有効に活用し、CO₂削減に寄与することにより、これからの時代にふさわしい企業として範を示すことが求められよう。

神宮外苑は、国際大会による競技場の増改築のたびに緑豊かな環境が失われてきた。それでも1958年アジア大会に向けた改修では、明治神宮の強い要望によりスタンドは8mに抑えられ、緑はほとんど損なうことなく保存された。しかし、1964年東京オリンピックに向けた増築では、絵画館側の緑は大半が伐採された。

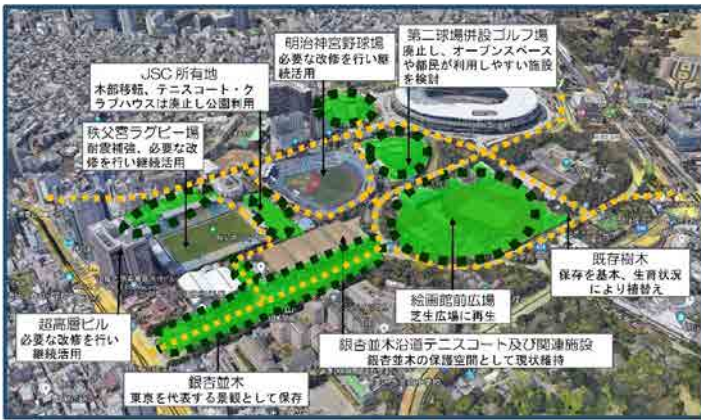
東京2020オリンピック・パラリンピックにともなう国立競技場建設では、日本学術会議によれば既存樹木1,764本のうち90%の1,545本が伐採、移植はわずか10%の219本であり、生育の悪い移植樹木もみられる。外苑再開発は、緑の環境・景観破壊を外苑全域に広げるものであり、決して許されるものではない。私たちは、引き続き神宮外苑の歴史と文化を継承するまちづくりを、市民、専門家とともに追及していきたい。

私たちの考えをまとめた簡易パンフレットを次頁に掲載するので、一読されたい(図10)。なお、「見解と提案」全文は新建東京支部ホームページに掲載している。

外苑に超高層ビルはいらない いちよう並木と広い青空の景観を!!

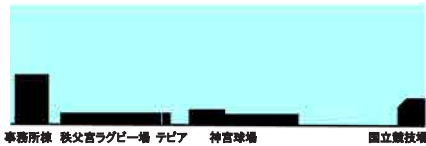
新建築家技術者集団東京支部の提案

私たちは、住む人、使う人の立場に立つ建築・都市計画の専門家です。
私たちは、神宮外苑の森と景観を受け継ぐ、再生整備を提案します。
私たちは、神宮外苑の森と景観を破壊する大規模再開発の見直しを求めます。

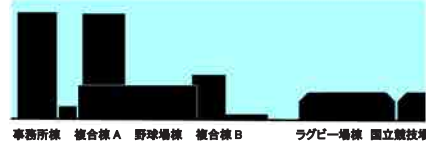


緑の拠点 銀杏並木・公園・広場等
歩行網 歩道・緑道等
私たちが提案する施設の再生と緑のネットワーク図

緑と青空の景観を守る新建の提案



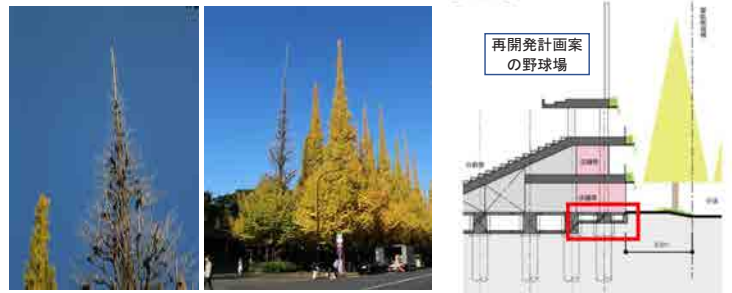
緑を壊し青空を狭める事業者の提案



事業者が発表した
神宮外苑地区再開発イメージバス
計画案では建替えてボリュームを増したラグビー場・
球場と超高層ビルが立ち並び、低層施設も増えて、建
て詰まった空間になります。

危機に瀕するいちよう並木

すでに枯れ始めたイチヨウも見られ(写真)、再開発で計画されている野球場は、いちよう並木から7m
位しか離れていないため、いちよう並木への影響が問題となっています(下図)。



上写真出典: 日本イコモス緊急調査報告 右図出典: 東京都環境影響評価
危機に瀕する「外苑いちよう並木」 審議会第一部会参考資料に加筆
いちよう並木の基礎に付いては、扁平化する考
慮し、無制限の拡張に配慮して継続検討

新建の提案と事業者案の比較

項目	新建の提案	事業者案
基本的な考え方	神宮外苑創建時の近代的公園としての設計思想を受け継ぎ、多くの都民が健康づくりやスポーツに利用できる再生整備を提案します。	都市計画の規制緩和により、スポーツ施設を上回る商業業務大規模再開発であり、緑と青空の景観を壊します。
既存樹木の保全	100年育ててきた樹木を保存し、緑の景観を受け継ぎます。	1000本近い既存樹木を伐採・移植することになります。
絵画館前広場	創建当時の芝生広場に再生し、日常的に自由利用できる都民の憩いの場とし、サブグラウンド、地域イベント、災害時の避難場所等、多様な活用を提案します。	有料のテニス施設が2/3を占め、都民が自由に利用できる範囲は狭まり、施設建設により広場の景観も壊されます。
銀杏並木	沿道の植樹帯や緑地によりいちよう並木を保全し、東京を代表する景観を守ります。	野球場棟の隣接により銀杏並木の存続が危惧され都の環境影響評価審議会も継続して審議することになっています。
神宮球場	耐震補強や施設整備は完了しており、学生野球の聖地であり、100年の歴史ある建物として継続活用を提案します。	ホテル併設野球場で、銀杏並木への影響や、出入り導線の狭さが問題です。超高層ビルに囲まれますが、球場への風の影響が検証されていません。
ラグビー場及びJSC所有地	秩父宮ラグビー場は現在地で施設の耐震補強やリニューアルを行い、周辺敷地の公園化を提案します。	国立競技場以上の高さの建物が隣接し圧迫感を増します。ラグビー専用施設ではなくなり、収容人員も2/3に減少します。

新建の「見解と提案」はホームページに掲載しています。

<https://nu-ae.com/tokyo/20220710/>
ぜひ、お読みください



新建築家技術者集団 東京支部
〒162-0811 新宿区水道町2-8 長島ビル2階
TEL 03-3260-9810 FAX 03-3260-9811
メール shinken-tokyo@group.email.ne.jp
ホームページ <https://nu-ae.com/tokyo/>

図10 「見解と提案」簡易パンフレット

【脚注】

- ※1 日本建設業連合会が文化の進展と地球環境保全に寄与する建築作品を表彰
- ※2 (一般社団法人)イコモス国内委員会は世界文化遺産の保護・保存、そして価値の高揚のための重要な役割を果たす

【図表出典】

- 表1・2・図1 筆者作成
事業者案:都市計画案説明会資料に加筆
新建提案:Google-Earth Proに加筆
- 図2・3・7・9 東京都市計画神宮外苑地区地区計画企画提案書(図9は筆者加筆)
- 図4 第2回「東京2020大会後のまちづくり検討会」資料
- 図5・6・8・10 筆者作成
- 写真1~6 筆者撮影

若山 徹(わかやま とおる)

1947年生まれ。1970年早稲田大学建築学科卒業。建築設計事務所5年、都市計画コンサルタント10年の勤務を経て1985~2021年都市計画コンサルタント主宰。新建築家技術者集団東京支部に設立当初から参加、東京問題研究会に所属し東京の都市問題を検討、建築とまちづくり誌に「東京の大規模開発の現状」、「神宮外苑再開発と私たちの提案」、「みんなでつくれた腰越公園」等を寄稿。「都市近郊」土地利用辞典(アーバンフリンジ研究会・建築知識共著)。



写真6 丸池といちよう並木